

措置入院者退院後支援の概要 と 足立区の取組み

足立保健所 中央本町地域・保健総合支援課 精神保健係 田口由香

■ 退院後支援開始の経緯

平成26年「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」
保健所の役割の一つに、措置入院者の退院に向けた支援の調整を行うことが示された

平成29年2月「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書で
措置入院者の退院後医療等継続支援のあり方等の取組みについてまとめ

平成29年9月「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正案が衆議院解散に伴い廃案

平成30年3月「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」
(措置入院者に限らないもの) 発出

令和2年1月 「東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン」の発出

■措置入院とは

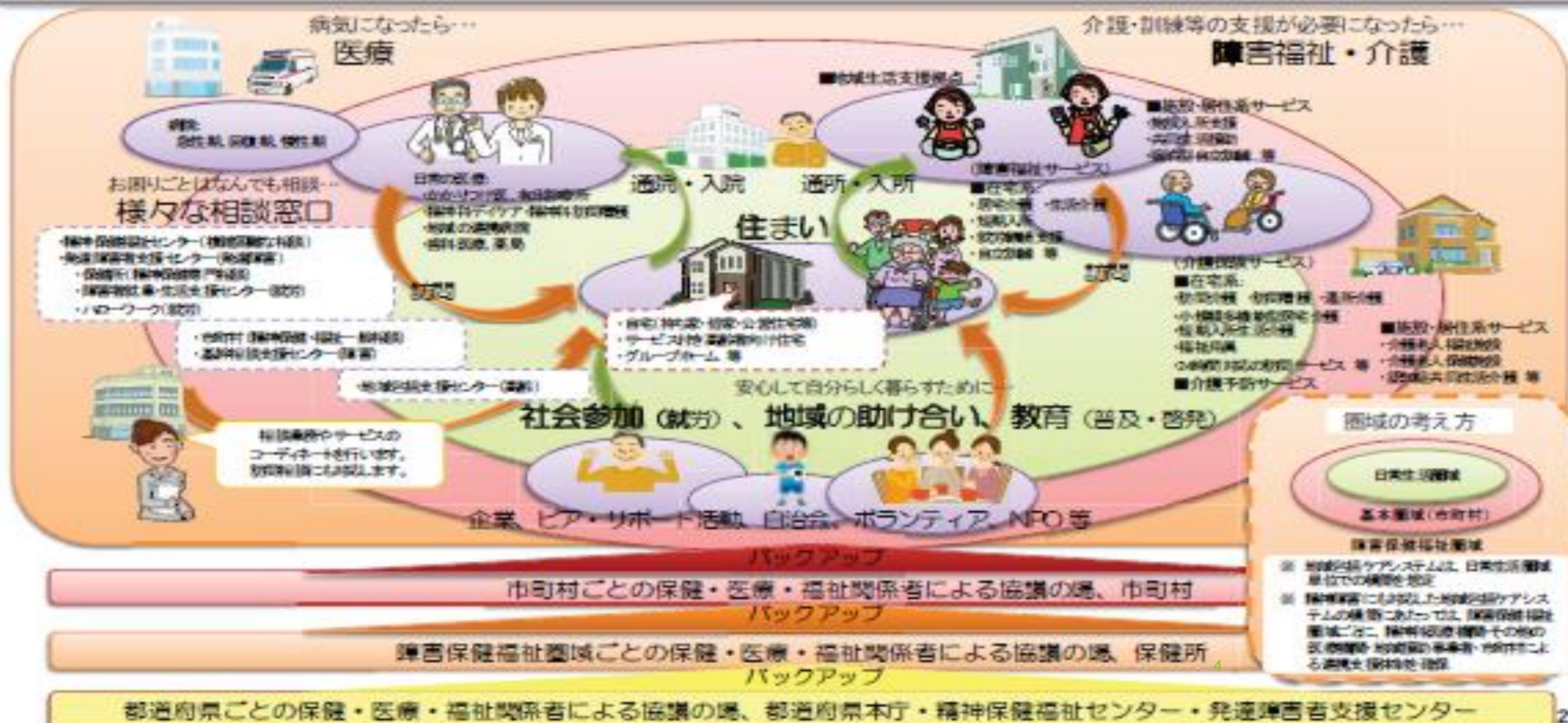
精神疾患があり自傷他害のおそれがある場合で、知事の診察命令による2人以上の精神保健指定医の診察の結果が一致して入院が必要と認められたとき、知事の決定によって行われる入院。

■足立区居住者の措置入院者数（東京都福祉保健局集計）

平成28年度75人、平成29年度48人、平成30年度72人、平成31年度57人

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



■ 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」とは

- 精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステム
- 「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念を支える
- 多様な精神疾患等に対応するための基盤整備
- 「地域共生社会」の実現に向かっていく上で欠かせないもの

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き（2019年度版）」
および「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会資料」より

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業）

令和2年度予算案：532,733千円（令和元年度予算額：532,733千円）

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

令和2年度予算案：40,821千円（令和元年度予算額：40,579千円）

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

＜実施主体＞ 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

◆国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。

◆都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏域等（障害保健福祉圏域・保健所設置市）における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。

◆関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、ポータルサイトの設置等を行う。

＜参加主体＞ 都道府県・指定都市・特別区

※①及び②の事業はそれぞれ単独で実施することが可能

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（事業①）

【事業内容】（1は必須）

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2. 普及啓発に係る事業
3. 精神障害者の家族支援に係る事業
4. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
5. ピアサポートの活用に係る事業
6. アウトリーチ支援に係る事業
7. 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業
8. 構築推進サポーターの活用に係る事業（新）
9. 精神医療相談に係る事業
※精神科救急医療体制整備事業からの組み替え
10. 医療連携体制の構築に係る事業（新）
11. 精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業
12. 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業
13. 地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
14. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

※

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業（事業②）



～退院後支援計画について～

お金の管理が
できるか不安…

日中はどうして
過ごそうかな

退院後の生活を考えた時、不安や心配事が心の中でふくんでお住まいの保健所（又は保健センター等）の担当職員が「退院後支援計画」を作り、あなたの希望に沿った生活を送れる

何から
始めるの？

- ・お住まいの自治体の保健所等の担当職員と面会し、話を聞きます。
- ・「退院後支援申込書」を提出し、申込みます。

支援計画
とはなに？

- ・お住まいの自治体の保健所等が中心になり、入院も聞きながら、一緒に考えます。
- ・支援計画に基づく支援は、原則として退院後6年まで延長できます。（支援の途中で、あなたの希望が変更されます）
- ・相談には費用はかかりません。

何を相談したら
よいの？

- ・通院や在宅療養のこと（医療機関の選択）
- ・家族や友人に関すること
- ・住まいに関すること
- ・日中の活動場所に関すること
- ・学業や仕事に関すること 等

相談窓口
連絡先

東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン

令和2年1月

東京都福祉保健局

支援の流れ

入 院

（病状が落ち着いたら）病院の担当者から支援機関である自治体保健所の紹介があります。

病院の担当者が、あなたと保健所担当者との面会日を調整します。

保健所担当者があなたと面会し、今後の生活に関する「希望」や「不安」等をお聞きします。

退院後支援計画の作成を希望する場合は、申込書を保健所担当者に提出します。

あなたの希望に沿って、必要な支援を、支援者と一緒に考え、退院後支援計画を作成します。

退 院

退院後支援計画に沿って、必要な医療や地域生活等のお手伝いをします。

支援計画による支援期間は原則として6か月以内です。

「東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン」に沿った
足立区におけるモデル実施フロー図

事業評価会議を年2回実施

